

# 日本スポーツ法学会

## 会報

第 3 号

発行人 千葉正士

編集人 濱野吉生

日本スポーツ法学会事務局

〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) 〇四二九(四九)八一— 内三七二三(研究室)

〇四二九(四九)八一— 内三四二九(学科室)

(FAX) 〇四二九(四八)四三一四

### 日本スポーツ法学会

#### 第一回大会開かる

一、日本スポーツ法学会の第一回大会が一九九三年二月一八日(土)、「スポーツにおける当事者関係の特質」を全体テーマとして、早稲田大学国際会議場にて開催された。

午前の部は自由研究発表として個別報告が行われ、午後から学会総会、そして全体テーマのもと記念講演とシンポジウムが開催された。

今大会は、現在のスポーツ法学の全体状況を把握する機会であり、かつ理論的課題・問題視角を掘り起こす契機として重要な大会である。さらにスポーツ法学会の発展の端緒となる重要な第一回の大会でもある。

プログラム進行にしたがって概要を

紹介するが、紙幅の関係で十分その内容を紹介しきれないことをお断りしておきたい。

二、期待されるなかで開催された大会。参加者の出足も好調であり、すぐに会場はいっぱいとなった。九時から自由研究発表第一部が開始され、報告時間二〇分討議一〇分という制約された時間ではあるが、いずれも興味深い報告が続いた。第一部は、諏訪伸夫会員(筑波大)の司会のもと、三本が報告された。

まず、①「イギリスにおけるスポーツ行政組織をめぐる法的検討」と題する中村祐司(宇都宮大)報告は、イギリスの九二年の国民文化財産省の設置に関わるスポーツ行政改編の法的根拠を分析した。続いて、②「スポーツの公共性と権利性」と題する内海和雄(一橋大)報告は、公

共性と権利性をスポーツ要求のコインの両側面としつつ、スポーツ権の確立に向けた文化的観点からそれらを分析した。そして、③「社会体育事故とスポーツ指導者の責任」と題する三浦嘉久(鹿屋体育大)報告は、判例の分析を通じて、学校事故法理と社会体育事故法理の違いを指摘し、指導者の法的責任を分析した。

自由研究発表の第二部は、司会に小等原正(東亜大)会員を得て国際的な領域に関する3本の報告が行われた。

まず、④「ボン基本法の原理とスポーツ振興」と題して、小林真理(早大)報告は、ドイツのいくつかのラントのスポーツ振興法の施策の検討を通じてスポーツ権の法的根拠を検討した。続いて、⑤「フランス・スポーツ法の歴史と理論」と題した斉藤健司(筑波大)報告は、フランスのスポー

ツにかかわる法律の変遷を概観し、現行スポーツ基本法の原理を検討し、スポーツの自由と平等に言及した。そして、⑥「オリンピック憲章の規範性」と題した永石啓高(社団法人民主主義研究会)報告は、オリンピック憲章の各種組織・団体や競技者、国家に対する拘束性の観点から分析した。

いずれの報告も、問題発見的な報告であり、活発な質疑を経て参加者も課題を共有したように思われる。

三、第一回の総会が、同所井深記念ホールで午後二時から、諏訪会員の司会進行のもとで開かれた。まず、千葉正士会長の挨拶では、出席率の高さが紹介され、今後の活動にいつそうの協力が求められた。また会員の拡大について、会員それぞれが学会の意義を強調しながら人との関係を大事にしなが

とが重要だろうとした。つづいて、事務局長からは、九三年度、九四年度の事業報告と提案ならびに九三年中間会計報告が行われ、拍手で承認された。

第二回大会は九四年二月一七日(土)早稲田大学で、「スポーツにおける紛争と事故」を全体テーマにして行われることになった。

四、休憩をはさみ、午後一時四〇分から基調講演が始まった。「スポーツ事故判例にみる当事者関係—スポーツの本質的危険をめぐって」と題した伊藤克(東京女子体育大)講演は、スポーツ事故判例を形式的規範論的な視点ではなく、スポーツ法学の新たな視点から分析することの重要性を説くとともに、当該スポーツに関わる当事者の特殊性等種々のファクターの分析の必要性を説いた。

続いて、「勝利をめざす練習と指導」と題する日比野弘(早大)講演では、選手の最も能力のあるところを引き出すことの重要性が強調されるとともに指導者の重責を自覚すべきことが、具体的事例を通じて説得的に語られた。

五、基調講演をうけて、一五時から、シンポジウムが始まった。司会者は、今回のテーマ構想に関わってきた坂本重雄(静岡大)、森川貞夫(日体大)両会員である。持ち時間約二〇分

で、多様な角度からの報告が五本。十分間きである。

まず、斉藤勝(東海大)報告は、「学校体育における指導者と学生生徒」と題し、指導者の適格性とそのチェック、指導者と生徒間との関係性の多様化、事故等の補償環境整備等の課題を指摘した。次に唐木国彦(一橋大)報告は、「市民スポーツにおける当事者関係」と題し、ドイツの市民スポーツの状況を紹介しつつ当事者関係を二層に類型化するなかでそれぞれの問題点を指摘し、既存の行政や組織にとられない新しい動きの契機を紹介した。三番目に、佐々木光明(日体大)報告は、「社会統制の媒介としての『スポーツ』と当事者性—青少年の非行防止・健全育成政策から」と題し、少年の健全育成政策にスポーツが利用されている事例の紹介を通じて、その問題点を発見するのに、当事者性の視点が有効性を持つことを紹介した。四番目の佐藤千春(朝日大)報告は、「競技者の権利と義務」と題して、スポーツにおける権利義務が持つ意味を紹介しつつ、その種々の局面における法的関係を分析した。最後に、井上洋一(奈良女子大)報告は、「判例にみるアメリカ・スポーツの当事者関係」と題し、アメリカにおけるアマチュアスポーツに関わる判例を詳細か

つ典型的に紹介しつつ、問題解決の糸口の端緒を分析した。

続いて、制約された時間のなか、スポーツ事故補償の条件整備問題、スポーツ運営の担い手としてのボランティアの位置づけと課題、国際競技での事故問題等々活発な討論が行われた。

六、夕刻六時から、場所を大隅ガーデンハウスに移し懇親会が開かれた。千葉会長の挨拶では、大会全体の進行が順調にいったことと「当事者性」をテーマにしたシンポの成功をあげられ、理論的にも今後につなげていく努力が呼びかけられた。その後、参加者一同、大会運営の労をとられた濱野事務局局長ならびに早大事務局の労をねぎらい、そして次回の成功を約した。参加者の熱気あふれる懇親が予定時刻をすぎても続いた。

(佐々木光明記)

## 合同部会研究会報告

昨年四月の第一回合同研究会に続き、七月二四日にはシンポジウム形式で二回目の合同部会研究会が開催された。当日は、「プロ野球の法律問題—特にドラフト・保留条項・FA制をめぐって」というテーマが時宜を得たせいか、会場となった早稲田大学国際会議場には、会員の他、報道関係者や球

団関係者の姿もあり、参加者は四〇名を越え、熱のこもった討議がくりひろげられた。

千葉会長の挨拶の後、池井優会員(慶大)が学識経験者の立場から、小笠原正会員(東亜大)が憲法学、浦川道太郎会員(早大)が民法学、坂本重雄会員(静岡大)が労働法学、奥島孝康会員(早大)が独禁法の立場からそれぞれ提言された。そこで共通して指摘されたのは、現在の選手契約では球団の経営の論理が優先されており、選手の利益を守る必要があるということであった。

一、選手契約の問題点として、①セ・パ両リーグと球団が結んでいる野球協約に基づく統一契約書の書式を使用しており、選手の自由になるのは参加報酬と支払い方法ぐらいの極端な附合契約であること、②ドラフトや保留条項は契約書によって選手が守らせられる野球協約に定められており、球団経営の安定と報酬の高騰を押さえることに主たる目的があること、③働ける期間が短く、商売道具も自弁であり、企業の上積みのない国民年金に加入せざるをえないのに、多くの選手にとって報酬が充分とはいえないこと、④契約金の支払いが選手の球団選択の不自由や移籍の不自由を正当化しているが、この多寡も考慮すべきこと、⑤単年契約

の更新と引退覚悟の報酬交渉などが選手生活を不安定にしていること、などが挙げられた。

二、これを踏まえて、①憲法二二条の職業選択の自由の保障から、就業契約の自由を導き、憲法を直接適用し、あるいは第三者効力説の立場から民法の一般条項（九〇条、七〇九条）を介して選手契約の不合理な規定の見直しを図れること、②雇用契約の見地から被用者の声が反映されない約款の内容を検討し、保留条項が支配下のすべての選手に無期限に及ぶ点、FAが一軍の選手に限られる点、肖像権の球団への帰属などの点を不合理と評価できること、③労働契約の見地から選手に労働基準法を適用し、労災保障、就業規則作成手続きの類推、最低賃金の保障、退職時の保障などが考えられること、④独禁法は、取引に関わるもので雇用や労働契約とみる以上適用は難しいこと、などが明らかにされた。

三、この後の討論では、①選手が技術を活かした再就職が難しいこと、②ドラフトにおいても選手の意思を尊重する方法を考案すべきこと、③球団経営の安定のためのドラフトや保留条項の正当化理由は、それをもたないリーグと比べて意義を失っていること、④FAにも有力選手が動きファンが離れたり、オーナーが選手を放失して球団

を売ったり、選手が怪我をしてまでプレーをしなくなるなど人気を低下させる要因があること、⑤契約に際して代理人を立てられるようにすること、⑥厚生福利の面では、米国に較べて二軍選手にも寮費・食費など球団が配慮していること、⑦リーグ脱退行為の法的評価、などが取り上げられた。

最後に、伊藤副会長が挨拶して閉会した。この日の会合に参加して、特に、球団側が人権の理解を深める必要があるばかりでなく、選手会がFAの対象を広げることには消極的であったことに示されるように、選手自身の自己権利に対する認識の不十分さを強く感じた。国民の模範としてプロ・スポーツが評価されるためには、関係者のさらなる改善に向けての努力が続けられなければならないだろう。

(佐藤千春記)

### 国際スポーツ法学会の創立

国際スポーツ法学会が創立され、ギリシャのオリンピアに本部が置かれることになりました。第一回目の国際スポーツ法学会の理事会が、アテネで開催された第一回国際スポーツ法大会の期間中（一九九二年二月一、一

二、一三日）に開かれ、会長にスタートホプロス M. Sathopoulos 教授（ギリシャ）、副会長にナフツィガー J. Natziger 教授（アメリカ）とサイランス L. Silence 教授（ベルギー）およびオノー G. Auneau 教授（フランス）が選ばれました。また事務局長には、バナジオットプロス D. Parasitopoulos

助教授（ギリシャ）が、さらに事務局には特別にドイツからフリーベック B. Vieweg 教授が加わることになり、会計担当理事には、リアロス D. Lianos 弁護士（スペイン）とタオフィック N. Taoufik 氏（チュニジア）およびイオアニニス D. Ioannidis 氏（ギリシャ）が選ばれました。同学会の第二回大会は、一九九三年一月下旬にオリンピック発祥の地であるオリンピックで開催され、第三回目は、本年、フランスで開催される予定です。（諏訪伸夫記）

### 一九九三年度 第四回 理事会議事要録

一九九三年六月十九日 法政大学  
出席者 千葉会長、伊藤副会長、坂本・菅原・西村・濱野・森川理事、小笠原監事、小林・斎藤・佐藤・鈴木・中村事務局員  
冒頭に、現在の会員数が八八名であ

ることと、本学会が、早稲田大学から補助金交付の対象学会として認定された旨の報告があり、議事に入った。まず「第二回合同部会に関する件」では、プロ野球の法律問題を取り上げ、シンポジウム形式で開催することとし、提言をお願いする方々を決定した。

次に「大会に関する件」では、午前中に自由研究発表、午後に総会、基調講演、シンポジウムを行うこととし、大会終了後に、懇親会を開くこととした。続いて「年報に関する件」では、A5版・並製、二〇〇頁、発行部数三五〇部から五〇〇部とし、その細部について、さらに検討を加えていくことにした。最後に「その他」で、(株)体育施設出版より依頼のあった、本学会編による記事の執筆を、千葉会長に続いて、菅原会員、伊藤副会長が担当することとし、次回理事会を七月二十四日（土）一二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

### 第五回 理事会議事要録

一九九三年七月二十四日 早稲田大学  
出席者 千葉会長、伊藤副会長、奥高・坂本・永井・西村・萩原・濱野・森川理事、池井・小笠原監事、小林・斎藤・佐藤・鈴木・中村・日野事務局

員

冒頭に現在の会員数が九五名であること、本日のシンポジウムがジュリストに特集として取り上げられること、判例研究に際し、適宜、最高裁に協力を求めていきたいとの報告があり、議事に入った。

まず「大会に関する件」では、基調講演をお願いする方とシンポジウムの提言者については、千葉・伊藤・濱野・森川で原案を作成し、次回理事会に報告し、了承を得ることになった。

次に「年報に関する件」では、諏訪年報委員長が海外出張のため、濱野が細部について提案し、了承された。ただし、発行部数に関してはさらに煮詰めていくこととした。なお、依頼原稿については、大会と同様、千葉・伊藤・濱野・森川で原案を作成することになった。

続いて「部会研究会に関する件」では、本年度は本日の開催をもって終了し、以後は大会の開催と年報の発行に力を注いでいくこととした。

最後に「その他」で、次回理事会を九月一八日(土)午前一〇時より法政大学で開くことを決定して、閉会した。

## 第六回 理事会議事要録

九三年九月一八日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、奥

高・菅原・西村・濱野・森川理事、池井・小笠原監事、小林・斎藤・鈴木・中村・日野事務局長

冒頭に、現在の会員数が一〇一名であること、エイデル研究所の入沢氏から事務局宛に、プロ野球協約、Jリーグ規約等の送付があったとの報告があり、議事に入った。

まず「大会に関する件」では、会長より基調講演者、シンポジウム提言者、自由研究発表者について提言がなされ、これを了承した。

次に「年報に関する件」では、森川年報委員長代行から、発行部数を五〇〇部とすること、依頼原稿をお願いする方などについて提案がなされ、原案通り決定した。

「その他」では、次回理事会を一〇月三日(土)午後二時より法政大学で開くことと、そこで大会の細部を検討することを決定して閉会した。

## 第七回 理事会議事要録

九三年一〇月三日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長・井上・諏訪・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、小林・鈴木・中村事務局員

冒頭に、現在の会員数が一〇二名であるとの報告があり、議事に入った。

まず「大会に関する件」では、事務局より総会に諮る中間会計報告、予算

案、事業計画案等とともに、研究集会の細部にわたる案が示され、これを了承した。

「その他」では、各方面からの問合せに対応するため、会員の専門領域(法学・スポーツ種目等)を尋ねることを決め、次回理事会を九四年一月二日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

## 一九九四年度 第一回

### 理事会議事要録

九四年一月二九日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長・菅原・諏訪・永井・濱野・湯浅理事、小林・鈴木・中村・野間口・日野事務局員

冒頭に、諸般の事情により、理事会開催日を変更したこと、第一回大会当日までの会員数が一一四名であったとの報告があり、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、宮田和信氏(鹿屋体育大学)の入会を了承した。

次に「第一回大会の検討に関する件」では、検討結果に基づき、本年度の大会から、次回の集中テーマの決定も含めて準備に早めに取り掛かることと、自由研究発表に時間的余裕をもたせることとした。

続いて「年報に関する件」では、原稿の未提出者に提出を急いでいただく

ことと、諏訪年報委員長を中心として、近々のうちに早稲田大学出版部と細部についての打合せを行うことを決定した。

さらに「役員選出規則に関する件」では、坂本会員に原案の作成を依頼したいという、会長の提案を了承した。

「その他」では、本年度の総会に、本会の会計年度を一〇月一日から九月三〇日迄に改定するように提案することと、会報第三号を会員各位にお送りする際に、専門領域に関するアンケート用紙と本年度の会費納入依頼文を同封すること、次回理事会を四月二三日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

### 編集後記

会報第三号をお届けします。今年度の大会は「スポーツにおける紛争と事故」を全体テーマとして二月一七日(土)に早稲田大学で開催されます。詳しい内容については次号でお知らせします。

今号は内容が盛り沢山でしたので、これまでの会報とは異なる体裁となりました。これからも読みやすい紙面作りをしていきたいと思えます。会報についてご意見ご感想等がありましたら、事務局までお寄せください。

(K)